

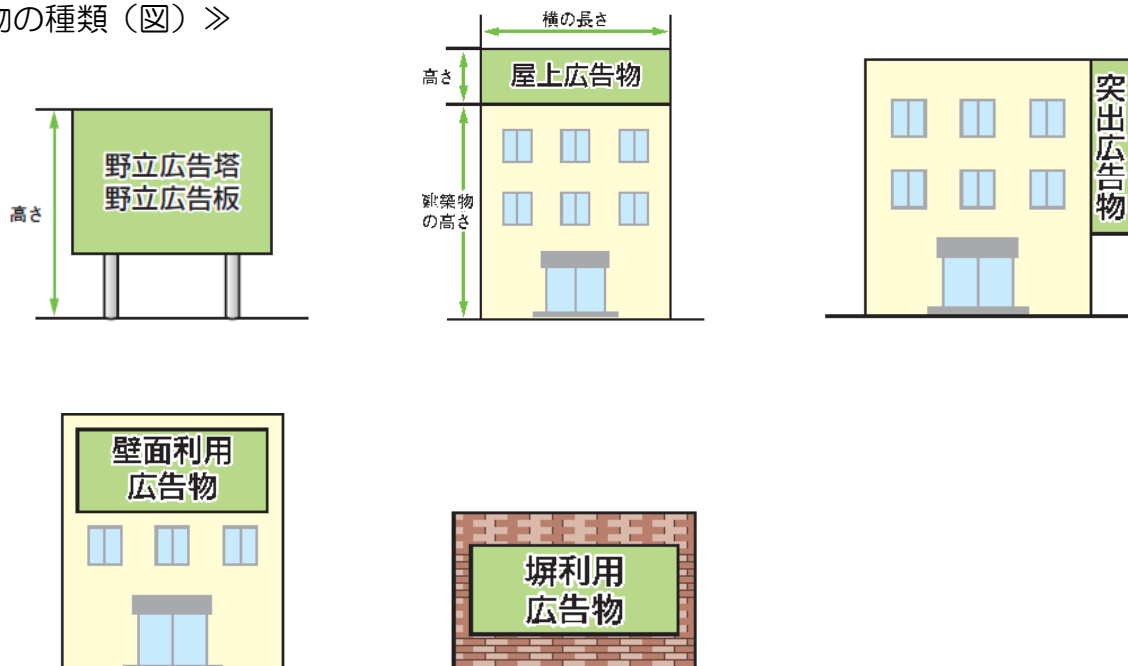
## 三島駅南口周辺：許可基準の変更前後の比較表（個別の基準） 変更点のみ

◎以下の許可基準に適合し、三島市に許可申請し、許可が出れば掲出可能

※赤字が変更点です。なお、以下はあくまで概要なので、詳しくはパンフレット等でご確認下さい。

種類	区分	項目	変更前（第1種普通）	変更後（第2種普通）
野立	案内	高さ	地上 <b>5m</b> 以下	地上 <b>15m</b> 以下（広告塔） 地上 <b>5m</b> 以下（広告板）
		面積	<b>5 m<sup>2</sup></b> 以内/1面 ※5者以上協同表示の特例あり	<b>30 m<sup>2</sup></b> 以内/1面（広告塔） <b>30 m<sup>2</sup></b> 以内/合計（広告板） ※5者以上協同表示の特例なし
屋上	案内	面積	<b>30 m<sup>2</sup></b> 以内/1建築物	<b>規制なし</b>
	一般			
突出	自家	面積	<b>20 m<sup>2</sup></b> 以内/1面	<b>規制なし</b>
	案内			
	一般			
壁面 塀	自家	面積	<壁面(塀) 1面 <b>300 m<sup>2</sup>未満</b> > ・壁面(塀)の <b>1/5</b> 以内又は 15 m <sup>2</sup> 以内  <壁面(塀) 1面 <b>300 m<sup>2</sup>以上</b> > ・壁面(塀)の <b>1/10</b> 以内又は <b>60 m<sup>2</sup></b> 以内	<壁面(塀)の面積 <b>関係なし</b> > ・壁面(塀)面積の <b>1/5</b> 以内又は <b>15 m<sup>2</sup></b> 以内
	案内			
	一般			

◀ 広告物の種類 (図) ▶



《規制地域：イメージ図》

規制が厳しい ← → 規制が緩やか			
特別規制地域		普通規制地域	
第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
良好な住宅地が形成された地域や、一部の指定文化財の周辺など	新幹線沿線や国道1号、東駿河湾環状道路沿線など	特別規制地域、第2種普通規制地域以外の全ての地域	商業活動が活発な地域

《屋外広告物の区分の概要》

- 自家：自己の名称等を自己の事業所等に表示する屋外広告物
- 案内：道標、案内板等の屋外広告物
- 一般：自家広告物、案内広告物以外の屋外広告物  
例) 自己の敷地以外に掲出する、店舗PRのための看板 等